

# お知らせ

広報かしわざきは、無料アプリ「マチイロ」でも読むことができます。



## 国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証をお送りします

▼注意：8月1日(内)以降は、新しい保険証で受診してください。現在使用している保険証は、8月1日(内)以降に、各自で破棄してください。

### ▼新しい保険証の色

- 国民健康保険Ⅱピンク色
- 後期高齢者医療Ⅱ空色

### ▼発送日：7月9日(火)

※簡易書留でお送りします。配達員が直接お渡しし、受領印をいただきます。不在の場合は、不在連絡票でお知らせします。▼記載内容の確認：保険証を受け取ったら、記載内容を確認してください。間違いや変更があった場合は、保険証を持って直

接、市役所1階国保医療課・西山町事務所へ。個人で修正された保険証は無効となります。▼窓口受け取りの申し込み…やむを得ない事情で、窓口での受け取りを希望する方は、6月28日(金)までに、直接または電話で、国保医療課へ。

### 国保医療課

☎21・22110  
FAX 24・7714

## 第三者の行為だけがをしたら示談する前に届け出てください

▼内容：交通事故や他人のペツトなど第三者の行為だけがをし、保険証を使って医療機関を受診した場合は、示談をする前に届け出てください。

▼対象：国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者

▼注意：届け出る前に加害者と示談すると、加害者に医療費を

請求することができず、自己負担になる場合があります。

▼届け出方法：直接または電話で、市役所1階国保医療課へ。※家族や保険会社の方が代理で届け出可能です。

### 国保医療課

☎21・22110  
FAX 24・7714

## 小型除雪機械の共同購入費を補助します

▼対象：道路の幅が狭く、除雪車が入れない市道などを除雪するために小型除雪機械を共同購入される方で、町内会または3世帯以上で構成される組合員の方

※申請はすべて町内会名義になります。組合で申請する場合は、事前に町内会と協議してください。

▼補助金額：購入費の50% (限度額75万円)

※購入費が50万円以上のものに限りです。

▼申請方法：8月30日(金)までに、申請書を直接、市役所第二分館1階維持管理課へ。

※申請書は、維持管理課にある他、市ホームページからダウンロードできます。

※申し込み多数の場合は、審査で決定します。



### 国維持管理課

☎21・22833  
FAX 23・5116

## ひとり親家庭の母・父の資格取得を支援します

▼対象：市内在住で、19歳以下の子を養育しており、次の全てに当てはまる方

●児童扶養手当を受給している、またはひとり親家庭等医療費助成を受給できる所得水準にある

●希望する職業に就くために必要である

●過去に同様の制度を受けていない

●市税の滞納がない

①自立支援教育訓練給付金事業

▼対象：厚生労働省で指定された一般教育訓練給付対象講座を受講する方

※受講開始後は申請できません。

▼給付金額：対象指定教育訓練講座の経費の6割(上限20万円)。ただし受講料が2万円未

満の場合は対象外。

※看護師等専門資格の講座は20万円×修学年数(上限80万円)。

※八ローワークで給付金が支給(2割)される場合、その差額を給付します。

▼申請方法：受講する1カ月前までに、直接市役所1階福祉課へ。

②高等職業訓練促進給付金事業  
▼対象：対象資格の養成機関に通学し、就労と修学の両立が困難な方(既に入学している方も対象)

▼対象資格：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、歯科衛生士、製菓衛生師、美容師、調理師など

▼給付金額(1カ月分)

●市民税非課税世帯Ⅱ10万円

●課税世帯Ⅱ7万5000円

※修学期間最後の1年間は4万円増額。

※この他、修了支援給付金の給付があります。

▼給付期間：上限4年

▼申請方法：直接、市役所1階福祉課へ。

### 福祉課

☎21・2234  
FAX 21・1315

### 障がいのある方の交通費を助成します

- ①タクシー助成券（1枚500円のタクシー券を交付）
- ▼対象・年間交付枚数
- 身体障害者手帳（視覚・下肢不自由・体幹不自由・内部障害）1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方 32枚
- 身体障害者手帳1・2級で、一つの医療機関に週3日・6カ月以上継続して通院する方 78枚
- ②自動車燃料費等助成
- ▼対象経費：通所・通学・通院に使用する自家用車の燃料費
- ▼対象・年間上限金額
- 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級で、週3日・6カ月以上継続して通所・通学する方 1万2千円
- 身体障害者手帳1・2級で、一つの医療機関に週3日・6カ月以上継続して通院する方 ※片道の距離に応じて助成。
  - 117km以下：1万2千円、7～14km：2万4千円、14～21km：3万6千円、21kmを超える：4万8千円
- 身体障害者手帳（視覚障害・聴覚障害）を持つ子どもを長岡

聾学校または新潟盲学校に送迎する方 助成額要相談

③精神障害者作業所通所交通費助成

▼対象経費：作業所通所に利用する、他の割引や助成を受けられない公共交通機関（電車・高速バス）の運賃

▼対象・金額：精神障害者手帳1～3級で作業所に通所する方 1通所にかかった交通費の2分の1（月額5千円上限）

※①と②は併用できません。10月以降に新規に対象となる方は、①の交付枚数・②の助成上限額が2分の1となります。

※②は毎年度申請が必要です。

※③は事前の申請が必要です。

### 障がいのある方を支援する手当があります

- ▼申請方法：医師の診断書を持って直接市役所1階福祉課へ。
- ※診断書の用紙は、福祉課にあります。
- ※所得制限額を超えている場合は、支給を停止します。
- ◆障害児福祉手当・特別障害者手当

心身に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護が必要な在宅の方に支給します。

①障害児福祉手当

▼対象：19歳以下

▼手当月額：1万4790円

②特別障害者手当

▼対象：20歳以上

※長期入院をしている方を除く。

▼手当月額：2万7200円

◆特別児童扶養手当

心身（内科的疾患を含む）に一定の障がいがある19歳以下の児童を、在宅で育てている父母などに支給します。

▼手当月額（児童1人あたり）

- 障害等級1級 5万2200円
- 障害等級2級 3万4770円

### 手話・要約筆記奉仕員を派遣します

- ▼内容：聴覚に障がいのある方に、手話奉仕員と要約筆記奉仕員を次の場合に派遣しています。
- 公的機関や医療機関などとの意思の仲介が必要な場合
  - 市・福祉関係団体が行う事業に参加する場合

※要約筆記とは、聴覚に障がいのある方に、相手の話すことを、その場でパソコンや手書きで文字にして伝えるものです。

▼申し込み：直接、市役所1階福祉課へ。

☎21・2299

FAX21・1315

✉fukushi@city.kashiwaza.kg.jp

### 水銀式の体温計・温度計や血圧計はクリーンセンターへ

- ▼出し方：直接クリーンセンターの事務所に持ち込んでください。
- ※町内のステーションには出さないでください。
- ※電子式のものには「燃やさないごみ」または「使用済み小型家電」となります。
- ※医療機関や事業所でも回収しません。
- ☎23・5170
- FAX24・4196

### 平成30（2018）年度公文書公開、保有個人情報開示の実施状況

- ▼内容：市は、市の保有する公文書と保有個人情報等を皆さんの請求を受けて公開しています。
- ▼公文書公開
- 公開請求件数 95件
  - 公開件数 90件（うち部分公開件数43件）
  - 非公開件数 0件
  - 公開請求拒否件数 0件
  - 情報不保有件数 5件
  - 不服申立件数 0件
- ▼保有個人情報開示
- 開示請求件数 14件
  - 開示件数 12件（うち部分開示件数1件）
  - 不開示件数 0件
  - 情報不保有件数 2件
  - 不服申立件数 0件
- ☎21・2330
- FAX32・3303

制度・くらし

募集

市民かわら版

子育て

健康

講座・教室

イベント

# アトム情報



図防災・原子力課

☎21・2323 FAX21・5980

## 放射線とは

### ◆放射線と放射性物質

「放射線」とは、放射性物質から出る目に見えないエネルギーのことです。放射線を出すものを「放射性物質」、放射線を出す能力のことを「放射能」と言います。電球を放射性物質に例えると、光が放射線、光を出す能力が放射能ということになります。

### ◆放射線の主な種類と特徴

代表的な種類として、アルファ( $\alpha$ )線、ベータ( $\beta$ )線、ガンマ( $\gamma$ )線などがあります。  
● $\alpha$ 線＝エネルギーは大きいですが、空気中では数cm程度しか飛ばず、透過力(物質を通り抜ける力)も弱いので、紙一枚で遮ることができます。

● $\beta$ 線＝空気中では数m程度飛び、透過力は $\alpha$ 線より高いですが、薄い金属板などで遮ることができます。  
● $\gamma$ 線＝高い透過力を持ち、遮るには鉛やコンクリートが必要です。

### ◆放射線・放射能の単位

●ベクレル(Bq)＝放射能(放射線を出す能力)の強さを表す単位です。  
●シーベルト(Sv)＝放射線が人体に与えた影響の大きさを表す単位で、がんや遺伝性への影響の度合い(リスク)を表します。

●グレイ(Gy)＝放射線のエネルギーが物質や人体にどれだけ吸収されたか(吸収線量)を表します。



▶電球に例えたイメージ図  
(出典) 文部科学省「中学生・高校生のための放射線副読本」

## 平成30(2018)年度のごみ処理状況

▼平成30(2018)年度、クリーンセンターで処理したごみの総量：2万3138トン  
(前年度比217トン減。約1%の減)

▼表1：過去3年間のごみ・資源物の推移です。全体量は減少しましたが、燃やすごみ、粗大ごみは増加、再資源化される資源物の回収重量も減少しています。引き続き、ごみの排出抑制、分別をお願いします。

▼表2：クリーンセンターは毎月1回、ごみの組成分析(ごみを構成する種類とその割合の分析)を行っています。紙・布類とビニール・合成樹脂類を合わせると85.3%になります。ごみとして捨てる前に、再利用できないか、確かめてください。紙1枚からのリサイクルをお願いします。



▼表1 ごみ・資源物量の年度別推移(単位:トン)

区分	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	
燃やすごみ	22,175	22,036	21,757	
燃やさないごみ	933	839	855	
粗大ごみ	465	480	526	
ごみの合計	23,573	23,355	23,138	
内訳	家庭系ごみ	13,527	13,593	13,523
	事業系ごみ	10,046	9,762	9,615
資源物	5,435	5,328	5,067	

▼表2 平成30(2018)年度組成分析結果(単位:%)

分類	割合	分類	割合
紙・布類	53.4	厨芥類 <small>ちゅうがい</small>	10.5
ビニール・合成樹脂類	31.9	不燃物類	1.6
木材・竹類	2.0	その他	0.6

## 休日労働相談会

▼内容：労働相談所職員などによる、労働に関する相談会  
▼とき：6月23日(日)の午後1時～4時30分

▼ところ：長岡地域振興局  
▼相談方法：面談または電話  
※面談は、予約を優先します。  
電話で予約できます。

岡新潟県長岡労働相談所

☎0258・37・6110  
FAX0258・38・2548

## 無料法律相談会

▼内容：工商业者を中心に、広く県民を対象とした弁護士による法律相談会

▼とき：6月14日(金)の午前10時～正午

▼ところ：高柳町商工会

▼申し込み：6月13日(木)までに、電話で高柳町商工会へ。

▼注意：都合により、日程、会場が変更となる場合があります。

岡高柳町商工会

☎41・2407  
FAX41・2200

## 環境課

☎24・5170  
FAX24・4196



**山地の異変に気付いたら  
早めにご連絡ください**

▼お願い：長雨や豪雨の時などに、次のような山地の危険信号を見つけたら、すぐに農林水産課または長岡地域振興局森林施設課へご連絡ください。

**▼山地の危険信号**

- 湧き水が急に増えた・濁った・止まった
- 木が傾いた、木の根が切れる音が聞こえた
- 鳥や動物が異常な行動を始めた
- 山の斜面に亀裂や水が走った
- 石が落ちた
- 地鳴りの音が聞こえた

**●農林水産課**

☎43・9131  
FAX24・7714  
●長岡地域振興局森林施設課  
☎0258・38・2576  
FAX0258・38・2672

**特定計量器（はかり）の  
定期検査を実施します**

▼内容：今年度は、2年に1度の特定計量器（はかり）の定期検査の実施年度です。取引や証明用に計量器を使用している方は、必ず受検してください。

**▼とき・ところ**

- 6月25日（火）高柳町事務所
- 6月26日（水）7月3日（水）、5日（金）9日（火）ワークプラザ柏崎
- 7月4日（木）西山町事務所

※土・日曜を除く。

▼受付時間：午前10時～11時30分、午後1時～3時

**▼注意**

●事前調査を受けていない方で受検を希望する場合および期間中に検査を受けなかった場合は、（一社）新潟県計量協会へご連絡ください

●事前調査を受けた方は、検査日の約2週間前に案内はがきが送られますので、指定日時に受検してください。検査日時の変更を希望する場合は、（一社）新潟県計量協会へご連絡ください

●高精度はかりをご利用の方は、7月10日（水）に検査員が出張検査を行います。事前検査で伝え忘れた場合は、（一社）新潟県計量協会へご連絡ください。

●（一社）新潟県計量協会  
☎0256・36・2354  
FAX0256・36・2605

●商業観光課  
☎21・2334  
FAX24・7714

**経済センサス基礎調査を  
実施します**

▼調査時期：6月～11月末

▼対象：全国すべての事業所

▼調査方法：統計調査員がすべての事業所の活動状態を实地に確認し、一部の事業所には調査票を配布、回答を依頼します。

▼調査目的：産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を明らかにする

▼実施機関：総務省・新潟県・柏崎市

※経済センサス基礎調査は、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をお願いします。

**●企画政策課**

☎43・9142  
FAX24・7714

**配偶者からの暴力（DV）  
でお悩みの方へ**

▼相談：次のようなことで困っている方は、下の相談機関に相談してください。身内や知り合いの方からの相談も受け付けています。

**▼DVの種類**

●身体的暴力Ⅱ殴る・蹴るなど

●精神的暴力Ⅱ怒鳴る・人格を否定する暴言・長時間無視するなど

●社会的暴力Ⅱ交友関係や電話のチェック・制限など

●経済的暴力Ⅱ生活費を渡さない・借金を重ねるなど

●性的暴力Ⅱ避妊の協力をしない・浮気を繰り返すなど

●子どもを巻き添えにした暴力Ⅱ子どもに暴力を見聞させたり、子どもを盾にして脅すなど

**●福祉課**

☎21・2234  
FAX21・1315

**障がいのある方への虐待を  
防ぎましょう**

▼お願い：障がいのある方への虐待に気付いたら、すぐに福祉課に連絡してください。情報は慎重に取り扱い、連絡した方の秘密は守ります。

**▼虐待の種類・サイン**

- 身体的虐待Ⅱ体に傷やあざがある、「怖い」「嫌だ」と施設や職場に行きたがらない
- 性的虐待Ⅱ人目を避け、一人で部屋にいたがる、医師や保健担当者などに相談するのをためらう
- 心理的虐待Ⅱおびえる、わめく、泣くなどパニックを起こす、過食、拒食などの摂食障がいがある

●放棄・放任Ⅱ過度に空腹を訴える、栄養失調の状態である

●経済的虐待Ⅱ働いて賃金を得ているはずなのに、生活費などの支払いができない

**●福祉課**

☎21・2299  
FAX21・1315

DV相談機関	受付時間	電話番号
新潟県中央福祉相談センター（女性福祉相談所）	月～金曜の8:30～17:15	☎025・381・1111
DV・児童虐待相談	年中無休 9:00～22:00	フリーダイヤル 0120・26・2928
女性被害110番	月～金曜の8:30～17:15	☎025・281・7890
柏崎警察署 生活安全課	年中無休 24時間対応	☎21・0110 FAX22・0101

制度・くらし

募集

市民かわら版

子育て

健康

講座・教室

イベント

**消火器・住宅用火災警報器の悪質訪問販売に注意しましょう**

▼注意：消防職員に似た服装で「消防署から来た」「法律が改正され、一般の家庭にも消火器を備える義務がある」「消火器や消火薬剤が古くなったので、交換しなければならぬ」と言い、消火器や住宅用火災警報器の購入を迫る悪質な訪問販売が発生しています。消防署の職員が、消火器、住宅用火災警報器の販売や点検をすることはありません。また、一般住宅に消火器の設置義務はありません。不審に思ったら、消防署に連絡してください。

※点検業者を装って事業所の消火器の訪問点検を行うトラブルも発生しています。

▼購入してしまった場合：クーリング・オフ制度が使えます。詳しくは、消費生活センターにお問い合わせください。

☎24・1382  
 FAX 22・1409  
 消費生活センター  
 ☎23・5355

**ご存じですか？  
消火器の正しい使い方**

▼消火器の使い方  
 ①安全ピンを引き抜く  
 ②ホースを外し火元に向ける  
 ③レバーを強く握って放射する  
 ▼設置場所：湿気が少なく、目につきやすい場所

▼注意  
 ●定期的に容器にさびがないか、変形していないかなど点検し破裂事故を防ぎましょう  
 ●消火器では消火器の販売・回収は行っていません。古い消火器を処分する場合は、購入した販売店または消防本部予防課へお問い合わせください  
 ●一般住宅に消火器の設置義務はありません。悪質な訪問販売に注意しましょう  
 消防本部予防課  
 ☎24・1382  
 FAX 22・1409

**住宅用火災警報器は適切に維持管理しましょう**

●住宅用火災警報器を全ての寝室、階段の上（2階以上に寝室がある場合）に設置しましょう  
 ●煙を感知しやすいように、小まめに清掃しましょう

**米山土あげ運動にご協力ください**

●定期的に動作テストをしましょう。警報器のボタンを押して、テスト音が鳴れば正常に作動しています。鳴らない場合は、電池切れか故障の可能性あります  
 ●10年を目安に交換しましょう  
 ●交換時は連動型住宅用火災警報器の設置をおすすめします  
 消防本部予防課  
 ☎24・1382  
 FAX 22・1409

▼「米山土あげ運動」とは：米山山頂の土が長年の風雨で流出し、保全の措置が必要なため、修復に使用する土を登山者の方から山頂まで運んでもらう取り組みです。米山の豊かな自然を守る取り組みに、ぜひご協力ください。  
 ▼とき：米山の山開き期間中（6月初旬～11月初旬）  
 ▼方法

①大平登山道入口の土置き場に配備された袋に運べるだけの土を入れて登山してください。運んでいた土の量は少しずつで構いません。無理のない範囲でご協力ください。  
 ②山頂にある回収ボックスの中

に土を入れ、袋はお持ち帰りください。山頂に捨てることのないようお願いいたします。



米山山頂連絡協議会事務局

（商業観光課内）  
 ☎21・2334  
 FAX 24・7714

**事業者向け  
消費税法等改正への  
対策補助制度**

▼内容：軽減税率制度導入に対応するための補助金。（10月1日から、消費税率が10%に引き上げられ、軽減税率制度が導入されます。）

▼軽減税率制度とは：低所得者に配慮する観点から①飲食品（酒類や外食サービスを除く）、②週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）について、8%の軽減税率を適用するものです。対象品目

を取り扱う事業者だけではなく、請求書や帳簿の管理など全ての事業者に影響があります。

◆補助制度

①複数税率対応レジや券売機の導入等支援（A型補助金）  
 ②受発注システムの改修等支援（B型補助金）  
 ③請求書管理システムの改修・導入支援（C型補助金）

▼補助対象：①～③のいずれも中小企業・小規模事業者などが9月30日（月）までに導入または改修し、支払いが完了したものが対象です。詳しくは、お早めにご相談ください。

☎22・3161  
 FAX 22・3570  
 西山町商工会  
 ☎47・2086  
 FAX 47・2650  
 高柳町商工会  
 ☎41・2407  
 FAX 41・2200  
 北条商工会  
 ☎25・3322  
 FAX 25・3502  
 黒姫商工会  
 ☎29・2001  
 FAX 29・2250  
 軽減税率対策補助金事務局  
 コールセンター  
 ☎0120・398・1111

### 高齢者やその家族の 心配事を相談できます

- ①一般相談(電話・来所・手紙)
- ▼内容：高齢者総合相談センターの相談員が話を伺います。
- ▼とき：月～金曜の午前9時～午後5時
- ※祝日、年末年始を除く。
- ②専門相談(電話・来所)
- ▼内容：弁護士が話を伺います。利用される場合は、電話で事前予約してください。
- ▼とき：6月10日(月)、17日(月)、24日(月)、7月1日(月)、8日(月)、16日(火)、22日(月)、29日(月)の午後1時30分～4時
- ☎025・285・4165
- FAX025・281・5610

### 認知症の方やその家族の 心配事を相談できます

- ▼内容：電話・来所・手紙で認知症介護の専門家や経験者に相談できます。
- ▼とき：月～金曜の午前9時～午後5時
- ※祝日、年末年始を除く。

### 固新潟県認知症コールセンター

☎025・281・2783  
☎025・281・5610

### 浄化槽の使い方とルール

- ▼内容：浄化槽を使用している方は、定期的に保守点検・清掃・法定検査を行ってください。
- ▼保守点検：県知事登録を受けた点検業者に依頼してください。
- ▼清掃：市の許可を受けた清掃業者に依頼してください。
- ▼法定検査：毎年(年1回)必ず受けてください。県指定検査機関が行います。
- ▼浄化槽の正しい使い方
- 水と洗剤は、適正量を使いましょう
- トイレトーパー以外のものを流さないでください
- 浄化槽のプロワ(送風機)の電源は、切らないでください
- 油や野菜くずは、流さないでください

### 単独浄化槽使用者の方へ

- 浄化槽法により、生活雑排水も併せて処理できる、合併処理浄化槽への転換に努めるようお願いします。

### 固施設維持課

☎22・6116  
FAX22・4100

### 募集

### 高等学校卒業予定者を対象とした求人申し込みをハローワークで受け付けています

- ▼お願い：早期求人申し込みにご協力ください。6月20日(木)までに申し込みただければ、夏休み前に自社の情報を就職を希望する生徒に伝えることができます。
- ▼求人数：令和2(2020)年3月高等学校卒業予定者
- ▼求人申し込み：直接、ハローワーク柏崎へ。
- ☎23・2140
- FAX22・9932

### ブックスタートボランティア

- ▼内容：4カ月児健康診査会場で乳児・保護者に、絵本の楽しみ方を伝える活動をします。特に資格は必要ありません。
- ▼定員：20人(先着)
- ▼申し込み：直接または電話でソフィアセンターへ。
- ◆交流研修会
- ▼内容：活動報告、意見交換・

### 固ソフィアセンター

☎22・2928  
FAX21・2936

### 研修会 ▼研修テーマ：より充実したブックスタートボランティア活動に向けて

- ▼講師：西川暁子さん(小さな絵本館サバト前代表)
- ▼とき：7月5日(金)の午後1時30分～3時
- ▼ところ：ソフィアセンター
- ▼対象：現ブックスタートボランティア、ブックスタートボランティア活動に関心のある方
- ▼定員：30人(先着)
- ▼申し込み：6月30日(日)までに直接または電話でソフィアセンターへ。



### 柏崎市都市計画審議会の 委員を募集

- ▼募集人数：2人
- ▼任期：8月16日(金)～令和3(2021)年8月15日(日)
- ▼対象：市内に住所があり、平成31(2019)年4月1日現在、20歳以上69歳以下の方
- ▼報酬：1回の会議参加につき6400円
- ▼提出物：住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・職業を記入し、応募の動機や柏崎市のまちづくりについて日頃考えていることなどを800字程度にまとめた作文(様式自由)
- ▼提出方法：6月28日(金)必着)までに、直接または郵送、Eメールで市役所第二分館2階都市政策課へ。
- ▼選考：書類選考・簡単な面接(書類選考を通過された方に別途案内)
- ▼注意：同一人が委員となれるのは「3機関」までです。

### 固都市政策課

☎21・2298  
FAX23・5116  
✉toshiseisaku@city.kashi-wazaki.lg.jp

制度・くらし

募集

市民かわら版

子育て

健康

講座・教室

イベント



高齢者生活支援施設「結の里」入居者を募集

▼対象：市内に居住するおおむね65歳以上の方で、次の要件をすべて満たす方

※基本的には、1人暮らし・高齢者のみの世帯が対象です。

●1人暮らしで生活することに不安があり、家族または親族の援助を受けることが困難である

●入居時に日常生活動作（入浴、食事、トイレなど）が可能であり、介助を必要としない

●健康状態が入院加療を要する病状でない

●必要な経費が負担できる

▼募集人数：4人（選考）

※入居は、書類選考・面接などにより決定します。

▼利用料金（月額）：入居者の収入に応じて、利用料金を決定します。

▼申し込み：申請書などを直接、市役所2階介護高齢課へ。

※申請書類は、介護高齢課にあります。

介護高齢課

☎21・22228  
FAX21・4700



①とき（活動日）②ところ③対象④費用（記載のない場合は無料）⑤内容⑥問い合わせ

◆会員募集

くらぶ・ペンギン

①月・水・金曜の正午～午後1時

※詳細はお問い合わせください。

②アクアパーク③中・高年・男女歓迎④月2千円⑤水中ウォーキング⑥複々 ☎23・8788

ジュニアテニス教室（硬式）

①月・金・土曜②駅前公園テニスコート③小学2～6年生

④1単位500円⑤中村 ☎090・4025・1736

詳しくはホームページ（http://kashiwazaki.is.verse.jp/）をご覧ください（「柏崎」で検索）。

◆イベント

県立はまなす特別支援学校 オープンスクール

①6月25日（火）の午前9時40分～午後2時②はまなす特別支援学校③授業の様子や校内の施設の参観、学級紹介や個別相談を行います。電話でお申し込みください④はまなす特別支援学校 ☎24・7833 FAX22・2062

グランヴォーチェ柏崎 U-12体験会（サッカー）

①6月8日（出）、22日（出）の正午～午後2時②少年広場③年少～小学6年生④少年サッカー体験会⑤飯塚 ☎090・4065・4596

shubetta@gmail.com

◆市民かわら版の掲載方法

▼対象：市民で組織する団体が、市内の公共施設を使って行う市民向けの活動（政治・宗教・営利を目的、または将来その可能性があるもの、公序良俗に反するものは掲載できません）

▼条件：1団体で、体験・教室、会員募集は年1回、イベントは年2回を限度

▼字数：1000字程度。編集で添削あり。

▼申し込み：掲載希望月2カ月前の原則20日までに、直接またはファクスで、市役所1階元気発信課情報発信係へ。

※8月号は6月20日（木）締め切り。

▼掲載：原則、先着順。誌面の都合で、掲載できない場合、体験・教室、会員募集は次号以降に順次掲載（イベントは没書）。

☎21・23111  
FAX23・5112



児童手当・特例給付現況届の申請をお忘れなく

▼対象：中学校3年生までの児童・生徒を養育している方

▼受付期間：6月1日（出）～29日（出）

▼受付時間・場所

●月～金曜の午前9時～午後5時

●月曜の午後5時～7時、土曜の午前8時30分～正午

●市役所会議棟第1会議室

●1階子育て支援課

▼注意

●提出がない場合には、6月分以降の手当てが受けられなくなります

●現況届は、対象世帯へ5月下旬に郵送しました。現況届が届かない方や不明な点がある方は、子育て支援課へ

☎21・23117

FAX21・1315

児童クラブ夏休み利用（期間限定）を受け付けます

▼対象：市内に住所を有し、同居している父母および69歳以下の祖父母などが就労している、または病気、病人などの看護などで留守になる家庭の小学生児童

▼使用料：登録期間の日割りによる使用料（月額4750円、8月は9500円）

※使用料の他に、各クラブの保護者会で定められたおやつ代などがが必要です。

▼申し込み：6月14日（金）～28日（金）（土・日曜を除く）に、所定の入会許可申請書に必要書類を添えて、各児童クラブへ。

※入会許可申請書は6月14日（金）から、各児童クラブに用意してあります。

※低学年の児童を優先して受け入れます。希望するクラブが受け入れできない場合は、他の受け入れ可能な児童クラブを紹介いたします。

☎21・23117  
FAX21・1315